

議員提出議案第3号

米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の寄港反対決議

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年3月4日

提出者	井	上	美智子
賛成者	宮	良	操
〃	長	浜	信夫
〃	砥	板	芳行
〃	花	谷	史郎
〃	内	原	英聡
〃	大	道	夏代
〃	田	盛	英伸

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

市民の安心安全を守るため、米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の寄港に対して抗議するため。

米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の寄港反対決議

米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」が3月11日～14日の4日間、石垣港に寄港の計画があることが、石垣市に通知されました。その後石垣市は接岸する岸壁に対して駆逐艦の喫水が同岸壁の制限を超えるため「入港不可能」と判断しました。しかし、沖合に停泊する形をとって寄港予定を強行することが報道されています。また、このことで、全日本港湾労働組合沖縄地方本部は、駆逐艦が、入港や沖合停泊などで港を使用した場合、石垣港と那覇港で全面ストライキを実施する方針を決定しました。「港で働く労働者職域の安全を無視する行為で、到底理解されることではない」と指摘。全面ストライキが実施された場合、物流の停滞により市民生活に重大な影響を及ぼします。

日本政府は、「安保3文書」に基づく防衛力強化の一環として、軍事利用を目的に空港や港湾など公共インフラの改修・整備を始めようとしています。新石垣空港や石垣港が「特定重要拠点空港・港湾」の候補に上がっています。それを先取りするかのように、米軍が利用することを自治体として認めることはできません。日米地位協定により、米軍が国内の空港・港湾等の施設を使うことができるようになっているといえど、民間港としての利用を誇示すべきです。憲法92条で地方自治が保障されています。空港や港は過去の侵略戦争の反省の上に地方自治体が管理を任されています。また、ジュネーブ条約で、民間の空港・港湾は攻撃することは認められていません。しかし、軍事利用されていると攻撃対象になります。

石垣市の「平和港湾宣言」にも「平和と繁栄をもたらす利用の促進が図られるよう」とうたわれているように、武器や弾薬を積んだ軍艦の入港は極めて危険で、多くの観光客が利用する離島航路や物流に悪影響をおよぼします。市民の安心安全を守るため、米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の寄港に反対いたします。

令和6年3月4日

石垣市議会

宛先 石垣市長